



小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員・税理士 小栗 悟

岐阜本部 〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町1-3 岐阜第一生命ビル 4F
TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

名古屋本部 〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目16-15 名古屋フコク生命ビル 6F
TEL : 052-222-1600 FAX : 052-222-1611

Email: info@otc-oguri.com <http://www.otc-oguri.com>

2015年3月13日(金)

国内国外財産調書制度

国外から国内へ

懲役刑を含む罰則をもつ「**国外**財産調書」制度の施行は、現行の「**財産債務明細書**」に対して、必ずや強力な見直しをする方向に作用することになります。

今年の税制改正事項として、従来の「**財産債務明細書**」を改変し、国外国内を問わないもので、且つ「**国外**財産調書」と同じように運営する「**財産債務調書**」制度を創設する、ことが謳われています。

狙いは何か

「**国外**財産調書」が国外所得の捕捉もれ、相続財産の捕捉もれ、に対処することが狙いであったのに対し、新「**財産債務調書**」は、国内所得の捕捉もれに対処することが狙いではありません。

当面の狙いは、相続財産の捕捉もれへの対処であるものの、その先に「**富裕税**」を見据えている、のです。

富裕税は、日本でも、昭和25年から3年間実施されていましたが、フランスには今でもあります。

罰則は異なる

「**財産債務調書**」の新制度には、税制改正大綱に書かれていないので、懲役刑を含むような罰則は設けられないようです。

提出を義務付けられる人のプライバシー

の開示を強制するに等しい、財産と債務のオープン化は、100%完璧な申告も限りなく不可能であろうし、心理的には相当な抵抗が予想されるところだから、と思われま

罰則がなくても強制できるか

現行の「**財産債務明細書**」については、罰則がないため、提出義務があっても提出しない人が沢山おり、提出はするが形ばかりのことしか書いてない、というものでも、これへの問合せは皆無です。

こうなることを防ぐために、「**財産債務調書**」の信憑性を担保するための税務調査の制度を設ける、としています。相続財産の事前調査のようになりそうです。調査非協力には罰則があります。

課税標準・税額に影響しない修正申告

課税標準や税額を変更するのが修正申告や更正処分です。しかし、「**国外**財産調書」の新制度の運用現場では、その記載事項を書き換えて提出し直すことを「修正申告」と言っています。

さすがに、「**国外**財産調書」の「更正処分」というのは想像しにくいところですが、相続税申告・**富裕税**申告と一体として考えているとすれば、わかるような気がします。



資産捕捉の先は
富裕税か・・・